

『東金市学童クラブ利用料減免申請書』の提出について

適用期間：令和6年9月分から令和7年3月分まで

受付期間：令和6年6月17日（月）から7月31日（水）まで

受付場所：学校教育課または学童クラブ

※8月1日（木）以降も申請手続きは行えますが、提出先は学校教育課窓口のみとなります。

※9月1日以降の提出となった場合、減免の適用開始が10月分以降となりますので、受付期間中の提出をお願いいたします。

利用料の減免は、保護者の世帯が次に該当する場合が対象となります。

1. 生活保護法による被保護世帯

提出書類

- ①東金市学童クラブ利用料減免申請書
- ②生活保護受給証明書

2. 市町村民税の非課税世帯

提出書類

- ①東金市学童クラブ利用料減免申請書
- ②令和6年度市町村民税非課税証明書

注 令和6年1月1日に東金市に住所を有している方は、令和6年度市町村民税非課税証明書を省略できます。

3. その他、特に必要があると認められる場合

（例）今年の1月1日以降に離婚し、2と同様の世帯状況となった場合など

注 提出書類については、ご相談ください。

※ この他にも、書類の提出をお願いする場合があります。

※ 申請後に内容の変更が生じた場合は、お早めに学校教育課までご連絡下さい。

教育部 学校教育課 学童クラブ係
電話 0475-50-1209